

政令第百十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「十四万五千四百二十円」を「十五万二十円」に、「五万三千七百円」を「五万五千四百円」に、「五万五十円」を「五万六千三百十円」に、「三万五千七百六十円」を「三万六千九百円」に、「二万七千九百四十円」を「二万八千五百円」に改める。

第十八条第一項中「七万五百二十円」を「七万二千二百円」に改め、同条第二項第一号中「十万五千八百円」を「十万六千八百二十円」に、「二万二千八百三十円」を「二万三千五百五十円」に改め、同項第二号中「二万二千八百三十円」を「二万三千五百五十円」に改める。

第十九条中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 令和六年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

2 改正後の第十八条の規定は、令和六年四月以後に受ける介護に係る法による介護手当の額について適用し、同年三月以前に受けた介護に係る法による介護手当の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第十九条の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。